

青森県報

第二千五百一十一号

平成十七年
八月三日
(水曜日)

目次

告 示

消防法による指定試験機関の主たる事務所の所在地変更の届出	（防災消防課）	一
右 同	（同）	一
生活保護法による介護機関の指定	（健康福祉政策課）	一
右 同	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	三
右 同	（同）	三
家畜伝染病の発生	（畜産課）	三
保安林の指定	（林政課）	三
公 告		
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	四
右 同	（同）	四
出先機関		
土地改良区の役員の住所変更	（東地方農林水産事務所）	四

告

示

青森県告示第六百四十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関財団法人消防試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目四の二

二 変更の年月日

平成十七年八月一日

青森県告示第六百四十二号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関財団法人消防試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定により公示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目四の二

二 変更の年月日

平成十七年八月一日

青森県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

青森県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
	社団法人青森県看護協会	青森市中央三丁目二〇の三〇				
訪問看護	訪問看護ステーション	ハローみさわ	訪問看護	訪問看護ステーション	三沢市大町二丁目一三の四五	平成二七・六・三〇

青森県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	廃止年月日
	社団法人青森県看護協会	青森市中央三丁目二〇の三〇				

青森県告示第六百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	二	上北郡東北町	平成二七・七・二〇

青森県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
 - むつ市脇野沢口広三九の二・一三三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(、四五、四六の一、一三三から一三三二まで)
- 二 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成十七年七月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成十七年七月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蟹田町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年八月三日

東地方農林水産事務局長 原 口 健 二

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	村上 耕治	旧住所 東津軽郡蟹田町大字小国字坂元二〇〇の一 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二〇〇の一	平成一七・三・一六
"	旦代 元一	旧住所 東津軽郡蟹田町大字小国字山崎一の一 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国山崎一の一	"
"	石田 鏝一	旧住所 東津軽郡蟹田町大字小国字坂元一三三 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元一一三	"
"	鈴木三之助	旧住所 東津軽郡蟹田町大字小国字山崎一一二 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国山崎一一二	"
"	石田 清幸	旧住所 東津軽郡蟹田町大字小国字坂元一六五 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元一六五	"
"	沼田 幸雄	旧住所 東津軽郡蟹田町大字蟹田字外黒山一一七の一 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田外黒山一一七の一	"
"	沼田 博	旧住所 東津軽郡蟹田町大字蟹田字外黒山八五 新住所 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田外黒山八五	"

〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鈴木 勝彦	鈴木 幸康	前田 武廣	鈴木 實	工藤 重次	鈴木 勝文	沼田 秀男	沼田 正道
新住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字岩井 一三三	旧住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字坂元 二二一	新住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字品吉 九五	旧住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字南田 一〇の	新住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字品吉 一七	旧住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字南田 一三三	新住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字岩井 一三三	旧住所 の東津 軽郡蟹 田町大 字小国 字外黒 山一二 二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国岩井一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭